

太田かつすけ (日本共産党、西京区)

日産をはじめとした、雇用、リストラ問題について

【太田かつすけ】

日本共産党の太田かつすけです。通告をいたしました3点について質問します。

はじめに雇用問題について伺います。

大企業のリストラ、人減らしによって、雇用危機が急激にすすみ、問題は戦後最悪の事態となっています。日産の大リストラ計画は、全国に大変な衝撃をもたらし、宇治市の日産車体工場の事実上の閉鎖は、京都にも大きな影響を与えます。

「2001年までに操業を停止」「従業員も1100人減らす」としています。配置転換で雇用を守ると言っていますが、対象になっている人は、40代から50代のまさに働き盛りの労働者で、家のローンや子どもの学校の問題などがかかえ、身軽に動けない人がほとんどです。

また、40社近い下請け関連企業は、仕事の発注停止などによって倒産、廃業に追い込まれ、そこで働く労働者の雇用破壊につながります。工場周辺の商店街にも大きな打撃となり、地域経済に大きな被害を及ぼすこととなります。このような多大な被害を及ぼす一方的なリストラ、移転計画は「撤回すべきだ」と、日産に強く申し入れるべきです。この間、知事は日産に申し入れをされたということですが、撤回を強く申し入れたのか、先ず、伺います。

わが党議員団は、先の9月議会の代表質問で、野放しとなっている大企業のリストラ、解雇を規制する「条例」を求めました。知事は、「京都だけ解雇規制をすると、企業が京都から逃げて行く。雇用も、税収も減る」と答弁されましたが、だまっておれば企業は、すき放題です。私たちの指摘が的中したではありませんか。

今後、三菱自動車、島津製作所、キリンビールなど、つぎつぎと企業のリストラ、移転計画が出ています。この際、大企業の一時的なリストラ、移転を許さず、企業としての社会的責任をはっきりさせる必要があります。計画の発表前に、事前に届け出を求め、影響調査を実施した上で、必要な協議がおこなえるようにすべきです。そのための「条例」、もしくは「要綱」をつくるべきだと考えます。見解を伺います。

【知事】 企業のリストラは、本来的には企業の経営に関わる問題だが、大規模な工場移転や大量解雇の計画は、地域経済や地域社会への影響も多いところから、従業員の雇用の確保や下請け企業への配慮、関係者に対する説明など、企業としての社会責任を果たす必要があると考えて、そのように申し入れている。

リストラに関わる条例等については、わが国では整理解雇の要件が判例により確立しており、EUなどヨーロッパに比べても厳しい内容となっていると聞く。また、すでに企業が30人以上の解雇を行う場合には、雇用対策法により1カ月前までに、職業安定所長に届けでなければならないことになっており、その情報を把握した場合には、雇用調整助成

金の活用等により、可能な限り雇用の維持がはかれるよう、また、やむを得ず解雇する場合でも、最小限にとどめるよう指導をしている。

本会議の私の答弁の中でも、本県のみで「条例」を作った場合はどうかというお話については、私は当然、今、申し上げた雇用対策法21条によって30人以上の解雇する場合は届け出て指導するというのを当然、知っておられる上でのご質問と思いましたので、共産党の質問はそれにとどまらず、さらに共産党的な社会経済的な意味で、解雇を禁止するというのを要求しておられるということも、頭に置いて答えた。EU等の問題について、色々言うが、とにかく京都府がよその国に比べて悪いとか、日本は悪いとか、そういうことをいつも共産党はワンパターンで言うが、実際のところ、今度の日産の整理をやっているゴーンさんは、ルノー（半分、国営企業に準ずる。今でも40%以上はフランス政府が出資）がベルギーの工場を閉鎖した経験を持った人。それを当然、隣の国の工場を閉鎖するわけですから、労働者がそれでは新しい工場に移ってくることは非常に難しい、日本の中で移るよりもっと難しいことをやってきた人。そういうことをヨーロッパでもやっているわけですから、「EUが非常に良い制度をやっている」と言われるのは、いつもの手、「他所が良くて、うちが悪い」というものと理解している。

その上で、私たちはさらに日本の判例等が非常に厳しい解雇に条件をつけているので、むしろEUよりか、日本の方が厳しいという前提だ。京都府だけが条例を作る場合も、法制的な問題についても、一つの企業だけにとどまらず、よその府県にもまたがって営業活動、企業活動をやっている企業に対しては法制上、条例の限界があり、よその府県の方まで縛ることはできない。雇用対策法で決めている以上のことを、法に違反しない限り有効だという制度であり、この上からも問題が生じる。どこから見てもおっしゃることは理解できない。

日産車体の生産規模縮小計画に対して行った要請等は、関係市町村、商工団体、企業を交えた協議、下請け企業と関連企業への影響等の調査などを実施している。調査をやれと言うが、企業が自分で調査した場合は当事者だから、どうしても信用性については第三者からみれば疑問です。やはり第三者が調査するのが本当の調査だと思っている。

【太田かつすけ】

知事はたくさん言われましたが、一つ大きな問題は、企業の社会的責任ということ。知事は、企業は大きな社会的責任があると言われましたが、私たちは、そういった企業の社会的な責任をはっきりさせる、そのために国や自治体が必要な条例を作っていく必要があると言っているのです。企業の中でも、例えば、亡くなられたソニーの元会長の森田さんは、「日本の企業は、競争に勝つための効率ばかりを追求する。しかし、企業は、労働条件、下請け、地域経済、環境などに対する社会的責任を果たしていかなければならない。こういうことをしなかったら、日本の企業そのものが欧米に勝てない」という主旨の発言をされています。また、最近も経済界の代表含めて、今の日産のリストラのやり方については問題、もっと地域と話し合っていく必要があるとの発言があります。

知事が言われた社会的責任、府民の暮らしと福祉を守るという点で、企業に対して撤回を求めることが必要です。知事が下請けや商店街の立場でそのことをまずはっきりさせる、それが前提です。そういうことは、何の法律にも抵触しないし、地方自治体の本来の仕事としてできる話ですので、是非やっていただきたいと思います。

また、EU、ヨーロッパの問題も出されましたが、私が委員会でもいったように、最高裁での4つの基準というのは、日本では法制化されていないため、実際にはほとんど守られていない状況です。しかし、EUの方では、指令ということで、労働条件の問題など

ちゃんと守られています。私たちは、緊急雇用政策を出していますが、国が法律を作って、企業に社会的責任を求めていくことがどうしても必要だと思います。ヨーロッパの問題も是非、研究していただいて、日本はヨーロッパに比べて非常に遅れている状況なのですから、国はもちろん、府の条例で具体的にさせていただきたい。このことを強く要望して終わりたいと思います。

【知事】 社会的責任ということを私は強く言っているわけで、全く同じことをいっているわけだ。「日経」でゴーンさんが、対談で「リバイバルプランを発表した翌日、政府から雇用不安に結びつかないよう要請されましたが、これは責任感のある、ごく自然な反応だったと思います」ということで、国の申し入れを非常に素直に受け入れております。そして、「我々としては、工場のライン従事者に対しては、全員に配置転換の機会を与え、それらを必要とする別の工場に移動してもらうことを考えております。今は、そのために、移動しなければならない人が何人で、移動が困難な人がどれくらいいるかを調べ、移動をスムーズにするためにどのような支援が必要なのかを調べています」と答えていて、我々もこの点を強く確保できるように努力していきたいと思っておるわけです。

【太田かつすけ】

ゴーン氏の話がありましたけども、やはり私は、そういう問題について事前に、相談があって、対等な立場で行政がきちっと指導していく、こういうことが必要だということを行っているわけです。

介護保険、保険あって介護なしとしないために

【太田かつすけ】

次に介護保険について伺います。私ども、去る7月、日本共産党の緊急提案として、介護保険が「保険あって介護なし」になる危険があること、つまりサービス不足が深刻であり、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる、それが解決するまでは保険料の徴収の延期が必要と提案してきました。

いよいよ来年4月実施の段階になって、自民党や与党も事態の重大性に気がついて、「保険料の徴収の一時凍結」を言い出しました。凍結する間、何をするのか、中身が何も明らかではありません。基盤整備はどうするのか。中身のない徴収延期では、矛盾を先送りするだけで、選挙目当てと言われても仕方ありません。凍結の間に、必要な基盤整備をすべて終わることが必要です。そこで知事に、この中身の問題に限って質問します。

まず、基盤整備についてですが、特別養護老人ホームの建設ひとつをとっても、いわゆる待機者は、京都市を含めればまだ3500人以上になっています。京都市民は府と関係ないということになりません。大変な状況です。

府が7月にサービスの見込み数を発表した直後、新聞社が直接、市町村にアンケート調査をし、準備状況を発表しました。私どももアンケート調査を実施し、直接担当者から準備状況の聞き取りをおこなってきました。その結果、施設サービスで十分確保できる自治体は6自治体、在宅サービスで、ホームヘルパーについては確保できると答えている自治体は7つにすぎません。知事は、基盤整備の準備状況の見通しについて、どのように考えておられますか。まず、伺います。

次に保険料・利用料についてです。保険料の滞納、支払いができない場合は、介護を受けることができないという、厳しい制裁措置があることは、知事もよく承知のことと思います。ところが現在、国民健康保険料の負担が重く、払いたくても払えない滞納者や、減免を受けている世帯は、府下で20%をこえています。今でさえ、不況の中で国保料の支

払いが困難な世帯に、この上、どうして保険料・利用料を支払うことができますか。

どうしても低所得者に対する減免制度が必要です。現在、府下の市町村で減免制度を実施することを表明している市町村も増えています。国に対して要望することは当然ですが、市町村を激励し、減免制度実施に向けての府としての具体的な支援を考えるべきと思いますが、見解を伺います。

【知事】 京都府においては、介護保険の導入に備え、介護基盤の整備を積極的に進めてきた。その結果、高齢者保険福祉計画の目標の達成がほぼ、見込まれる状態。今後、必要となる基盤整備については、本年度中に高齢者保険福祉計画と一体的に策定することとしている。介護保険事業支援計画において、必要な介護需要にこたえられるサービスの見込み量を定めることとしている。今後、民間活力の導入による在宅サービスの整備や特別養護老人ホームなどの施設整備について、市町村とも連携しながら具体的な方策を検討していく。

低所得者に対する介護についても、従来から、国に強く働きかけている。現在、政府において所得に応じた負担上減額の設定や利用者負担の軽減など、必要な検討がされているので、こうした状況を踏まえて適切に対応していく。

【太田かつすけ】 私は実際に市町村の実態を見てきたわけですが、なかなか府の見込みとは違って、市町村は非常に苦勞されている。京都府も厚生省のいろんな係数で推計されていると思いますが、市町村の実態を正確につかんで、基盤整備を責任もって推進していくよう要望しておきます。

それと低所得者に対する減免問題ですが、これについては今いくつかの市町村が府民の立場で減免を検討しています。市町村は、府の援助をのぞんでいます。是非、府が市町村を激励する立場で、支援をしていただきたいということを要望しておきます。

原子力発電、府の原発防災計画について

【太田かつすけ】

次に原子力発電所の問題です。茨城県東海村の核燃料加工工場で起きた原子力事故は、原発銀座の福井県に隣接する京都の府民に大きな不安を与えています。私は本府の防災対策に限って伺います。

まず「防災手帳」についてです。これは、京都府と舞鶴市が共同で発行した今年度版ですが、舞鶴でもこの手帳があることさえ知らない人がたくさんおられます。配布や周知徹底はどうしているのか、伺います。また、この手帳の中に「原子力発電所の安全対策はどうなっているの」という問いに対して「法律に基づいて、建設、運転の段階で厳しいチェックを受けています。国内ではこれまでに周辺地域で防災対策を必要とする事故は発生していません」と書かれています。今回の東海村の事故で、「安全神話」がいかに危険か、政府の監督・規制が極めて弱いことがはっきりしました。事実に基づいて書き改めるべきと考えますが、いかがですか。

2つめに住民が参加した避難訓練についてです。いままでに本府はこの訓練を一度もしていません。現在の防災計画は高浜原発から半径10キロを対象にしていますが、その範囲内に住んでおられる方は、舞鶴市と綾部市で1万1千人以上おられます。この地域の方々の多くは、避難経路もわからないのが実態で、「万一の事故のときの体制を考えてほしい」と切実な声があがっています。愛媛県は今回の事故後、伊方原発半径10キロ以内で住民参加の訓練をしています。本府でも実施すべきと考えます。お答えください。

3つ目は防災計画の範囲を広げる問題です。本府の防災計画は対象を半径10キロとし

ていますが、アメリカでは80キロとしています。高浜原発から80キロというと本府はほとんど全域が入ります。国に要求するとともに、本府の防災計画を改めるべきです。知事の見解を伺います。

最後に、高浜原発4号機のプルサーマル計画についてです。これは燃料にプルトニウムを使うものですが、その放射能はウランの1万から1億倍で、あまりに危険であり世界ではほとんどが廃止を決めています。高浜3号機での計画は延期されましたが、四号機は実施するとしています。関西電力に計画の中止を強く要求すべきですが、いかがですか。

【知事】 現在の京都府の原子力発電所にかかる地域防災計画は、国の指針に基づき、高浜発電所から10キロ圏内の地域を対象に策定したものだ。この点については、福井県など原子力発電所の立地県の対応も同様。

京都府としては、地域防災計画については原子力防災新法の制定や、今後、予想される国の防災基本計画の見直し状況も踏まえ、今後とも適切に対応する。

原子力防災訓練については、今回の法案では、国において、計画を作成することが規定されており、京都府としては、国の計画の内容を踏まえ対応を検討していく。この国の方の防災訓練等についても、実のところ、ほっておきますと立地県だけが国がしてくれて、隣接市町村を抱えている府県の方は自分でやれということになっては大変だということで今回、新法の際には、強く法的根拠を求めて交渉した。その過程では、なかなか通産省の中で頭の固い人がおり、机をたたくような勢いでやって獲得したもの。このとき、誰かが、この状況を赤旗や民報も見て取材してくれないかというようなことを言っていた。

【太田かつすけ】

手帳の改訂の問題について、これは事実に基づいて、改定することを強く要望しておきます。

住民参加の避難訓練の問題ですが、10キロ圏内で先ほど紹介した愛媛が、今回、東海村の事故が起こってすぐに訓練をしているわけです。京都府も、国の指定ということではなくて、府独自で是非、訓練をしていただきたい。これも強く要望しておきます。それから、防災計画の範囲ですけれども、これは今、10キロ圏内ということですが、先ほど言いましたように、実際の事故ということを考えて、範囲を広げるということを国に強く要望していただきたい。

【知事】 10キロ以内とか、それ以上とかというものは、やっぱり災害の種類と規模によって、絶対的に80キロがいいとか、10キロがいいとかいうことはなくて、場合によっては300メートルでも危ない。これは弾力的ですけれども、まずやはり、住民の安心・安全ということは第一にしています。

【太田かつすけ】

原発の避難の問題ですが、私はこれは実際、具体的に舞鶴とか綾部の人からも聞いたんですけど、やはり今回の東海村の事故を契機として、本当に「避難について具体的にしてほしい」という要請がありましたので、これは是非、府の立場でやっていただきたい。

プルサーマル問題についても、新潟の原発のところで1年延長ということを地元の申し入れでおこなっているわけで、非常に危険な計画ですから強く中止を知事として要望していただきたい。

【知事】 かねがね私たちは安全性について国に対してもやかましく言っているが、関電にもきつく言っており、先般たまたま関電の秋山会長に会った機会に、このことをきつく言いましたら、早速「私、今からすぐ本社に電話します」ということで、その場で本社に

電話して、「京都府知事から今きつくこういう点を言われたので、十分、心してやれ」ということを目の前で電話しておられました。常に、そういうことを心得てやっていっておるつもりでございます。

三双順子府議質問（日本共産党、南区）

日栄など商工ローン被害対策と 京都府の中小企業制度融資の改善について

【三双順子】

私は、先日地元のある業者さんをお尋ねいたしましたところ、奥さんから「うちの工場で以前働いてくれていた人が自殺し、いま、その人の葬式にいつてきたところです。働き盛りのご主人に先立たれた奥さんが、あの時、銀行がお金を貸していてくれたら、こんなことにならなかったのに言っておられ…無念でなりません」と涙されていたことを聞かされ、私は、一瞬、言葉を失いました。

第2、第3の犠牲者を出してはならない、絶対にこんなことがあってはならないという思いでいっぱいであります。

そこで、日栄問題と京都府の対策について質問いたします。

連日その悪業が報道されている、日栄、商工ファンドなど商工ローンの問題ですが、「借りなきゃ良い」で決して済まされる問題ではありません。

なんで、借らなあかんかったのか、なんで、自殺するほど、苦しみなあかんかったのか。府民業者が困っているときに、京都府の救いの手はなかったのか。この辺を良く考えなければなりません。

第1に、日栄のあのひどいやりかたについて、知事はどうお考えでしょうか。

商工部の審査で、部長は「知事認可でないので、府に寄せられた苦情相談は近畿財務局に取り次いだ」と、まったくよそ事のように答えられました。たとえ大蔵省の管轄下にあっても、京都に本社を置く日栄です。京都府の知事として、府民苦情をよく聞き、日栄に適切な対処を求めるのは当然だと思います。いかがですか。

また、日栄をはじめ、商工ローン被害の特別相談窓口を設けるべきではないでしょうか。

第2に、商工ローンに走らなくてもよい対策をどう講じるかです。貸し渋りや、保証しぶりをなくすことはもちろんですが、同時に融資手続きを早くすることが必要です。申請して実行されるまで1ヶ月半も待たされるのではありませんか。これでは五・十払いに追われる零細な業者は、わかっているでも商工ローンに走らざるを得ないのです。本府に商工ローンがらみの経営、融資相談は何件あったのでしょうか。融資に結びついた件数はいかにほどでしたか。

被害をなくすために、すぐ相談にのり、必要な手だてを講じることや、「緊急かけこみつなぎ資金」などの特別な対策が必要なのではないのでしょうか。お答えください。

【知事】 商工ローンの問題ですが、先ほど答弁した通り、国などと連携し適切に対処し

ているところ。制度融資にかかわる受付から融資実行までの日数は、融資の種類や相談内容にもよりますが、通常三週間程度。少しでも早くということで努力しているが、一方、保証するお金も貴重な税金であり、代位弁済が増えて来ていることもありまして、その辺のバランスは充分考え、きちっと手続きその他の調査は行うので、最低の日時は必要でなかろうかと思う。

今年4月から9月末までの大手商工ローン業者の相談は3件。また、商工ローン関係の融資相談は54件。これまでから企業の実状を良く聞く中で、保証協会などとも相談し可能なものについては対応を行っているところ。商工ローンにかかわる融資相談についてもこのような考えで対処している。

国の貸し渋り保証制度では商工ローンなど高利の貸し付けがあっても、経営改善が見込めるなど、いわゆるネガティブリストに該当しない場合には保証を行っている。

【三双順子】

日栄などのあくどい行為は、もはや犯罪行為以外にはなにものでもありません。

この犯罪から被害者である業者さんを救うためには、商工ローンを懲らしめるだけでは問題の解決にはなりません。国もそうだが自治体が「被害者救済」、経営再建を援助することが大事だと思います。そのためには、安全で低利、景気が回復するまでの返済猶予期間なども備えた中小企業のための融資制度以外にはないと思う。しかし、これだけ社会問題化するほど被害が増えているのに、先ほど、被害相談は3件と言われたが、窓口の対応も、本府では、商工ローンを利用していたということの理由でもって融資の対象としない、保障としないと言う現実が現にございます。

国の「特別保証制度」の要綱では、商工ローンの借入れなどがあっても、「多額な借入れをしていて、早期解消が見込めない」方以外へは、その他の要件もありますが、原則保証をすることになっています。京都府の制度融資、保証制度も利用して、多額な借入れをなんとか返したい、そして再建をしたいという前向きな頑張りを見せている方々に対し経営を改善するメドが立つように、低利の融資への借り換えとか、複数の融資の一本化で毎月の返済を少なくする、返済猶予制度を利用し、返済に追いかけられ、弱っていた中小業者の方々の体力回復、経営改善を待ってあげる、このことが大事なんだと私は思います。

知事は、京都府の保証実績は東京よりも多いと言っておられるが、「商工ローン問題」は、かつてのサラ金地獄の再来といえる事態が進行しているといっても過言ではありません。年末を控え、京都府の相談窓口体制を強化し資金繰りで困る業者への支援を強め、日栄にして「8万の中小企業が困る」と嘘吹かれるようなことがないようにすることが、今必要なのではないかと思います。この点からも商工ローン被害緊急相談窓口を設置し、各種融資制度も駆使し被害者救済を進めることが必要なではありませんか。

府中小企業総合センターなどの窓口には、「1ヵ月半かかります」と貼り紙がしてあります。1ヶ月半を当然とせず、このような張り紙を取り除き、できるだけ早く実行するようにすべきと思いますが、いかがですか。

また、違法不当な営業行為を続けてきた日栄などに対し業務停止等や、金利制限法などを改正することなどを国に働きかけるべきと考えますが、取り組みをうかがいたい。

【知事】 貸し金業規制法等における不備な点については、改正する必要があると考えており、国に強く要請していきたいと思っている。

苦情の件だが、大手商工ローンの業者関係が3件と言うことで、11年度の現在までの苦情の内、取りたて行為について54件、金利について3件、その他12件、そして債務

整理について19件、その他56件、合計144件の苦情があった内、大手商工ローン関係が3件だということ。

先ほどいわれた、商工ローンを借りていることだけで経営のことを考えずに全部はねたということがありましたら、私どもネガティブリストに該当しないものは、再建可能とか言うものは配慮されるということでやっているの、具体的にあれば、また、言ってほしい。

【三双順子】

十分な答弁でない。失望している人もいると思う。全国で60万人の日栄関係で犠牲者が出ているというし、すでに本府でも5人の方が集団訴訟をおこされている。第2次、第3次も準備されていると聞く。ぜひ対策を取ってほしい。

1ヵ月半かかりますという紙が貼ってあるが、これはどうする。それが当たり前とするということではいけない。業者には、商工ローンから「借りてください」「借りてください」と言う声がかかってくるのですから、これをさえぎっていくためにも京都府の敏速な対応が望まれ、期待されているのだから、貼り紙を当然視することは誤りだ。

相談窓口を特設し、商工ローン被害救済のための、犯罪行為を摘発する警察とも連携し、弁護士さんもスタンバイする相談窓口を設置しますという姿勢をぜひお示しいただきたい。どうでしょう。

【知事】 3週間程度と、1ヵ月半かかるとの違いだが、融資の種類や相談内容により差があり、必ずしも同じパターンとはいかない。どのケースでそのようになったかは分からないが、通常3週間程度。府がまた調査する場合には、マル小などはまた自分たちの調査が加わりますので、一定には申し上げることはできない。そのような張り紙は、もし誤解があるようでしたら、もうちょっと親切な貼る紙の方がいいと思う。

【三双順子】

ケースにより、多額な借金を抱え、経営困難をきたしていれば、余計に調査も時間がかかることは承知している。1ヵ月半かかるとを当然視しないで、張り紙を取っていただくよう要望しておきます。

ダイオキシン測定機器の設置計画について

【三双順子】

次にダイオキシン検査機器の導入体制と整備についてです。わが党は、これまでも一貫して検査機器の設置を求めてきましたが、本府は「民間の検査で十分。その方が安い」と拒んできましたが、ダイオキシン問題がこれだけ大問題になっているときに、府として体制を確立することは、当然であり、今回、ようやく府も導入の方向を明らかにされたことは、大変良いことと考えますが、一刻も早く導入されることが必要です。そのメドをお示しください。

【知事】 ダイオキシン対策についてだが、これまで廃棄物焼却施設の排ガスの調査をはじめ、一般環境中の大気、水質、土壌、農地など幅広く調査をし、その結果を広く府民に公表しているところ。また、法の規制対象から外れている、小規模焼却炉についても、そ

の実態を把握するための調査を実施している。府民の安心・安全を基本に対応しているところ。

保健環境研究所の検査体制だが、9月議会で共産党の岩田議員などに答えたように、これまでダイオキシンの分析については民間の検査機関を活用し適正に実施してきた。今後府民の安全、安心を基本にしてさらに検討することとしている。

【三双順子】

ダイオキシン検査機器導入についてですが、さらに検討するということだが、委員会などでの答弁で設置の方向を示唆されておられるので、予算化もふくめ体制整備を整えていただきたい。このことを要望しておく。

教育費の保護者負担軽減対策の強化について

【三双順子】

次に、教育費の保護者負担について質問します。

保護者の失業や廃業、雇用不安が子供たちの教育にも影を落としています。教育費の保護者負担が大変になり、中途退学を余儀なくされる生徒も出ている現状であります。

保護者負担の軽減をはかるため、第一に、私立高校においては、学校納付金が年額平均80万円をこえています。授業料「軽減制度」をもつ学校に対し、3分の2までを補助するとしておりますが、制度をもっていない学校もあり、現在の予算規模では、減額対象にならない生徒が相当数出るのはと予想されます。したがって、減免制度をもつ学校を増やす援助と指導、それを保障するための本府の積極的な予算措置が必要と考えますが、いかがですか。

併せて、府立高校の授業料減免についても毎年申請者が増加しています。申請しても「減免」からはずれた生徒が、9年、10年と11年の上半期でいずれも3百数十人も出ています。

就学を保障するためにも、家庭の経済条件が激変したことを考慮した対応がなされるべきと考えますが、いかがですか。

【知事】 私立高校授業料減免事業だが、各学校でも制度拡充の実施を理解いただき積極的に取り組んでいただいているところ。今後とも各学校に対し、制度実施の徹底をはかるとともに、その状況を踏まえ、生徒の学業継続を支援する観点から、今後に対応する。

【教育長】 府立高校の授業料減免だが、教育の機会均等々の観点から経済的事情により、授業料の納入が困難な者に対しては、その全部または一部を免除するもの。承認においては各学校において相談のありました申請者から受付を行った後、府教育委員会において、追加の資料を求めるなどし、審査を行っている。また、前年の所得だけでは判断せずに、急な家庭状況の変化にも随時対応するなど免除が必要な生徒には、制度の趣旨に照らしまして、人数枠を設けることなく要件の該当者についてはすべて承認をしている。平成10年度において不承認となったものの理由は、申請時期が同時期にという関係から併給禁止となっている奨学金の受給を受けたものが約4分の1であり、その他につきましては要件に該当しないもの。これらの保護者に対しては、理由を説明し理解を得ている。

今後とも生徒の就学を保障するため、制度の適正な運用に努める。

【三双順子】

教育費の父母負担の軽減についてだが、不況の中でも、子どもだけにはつらい思いをさせたくない。これが保護者の思いではないでしょうか。私学では、学校納付金を延期、分割できるのかと問い合わせる生徒が増えている。経済的理由でやめたいとは言いにくいから「進路変更」をすと言ってくる生徒もあるとのこと。色々取り組んでいるのだが、予算の枠にとどめることなく就学保障するための授業料減免対策の強化を強く求めておきます。

児童生徒の個人カルテの「保護者の考え方」欄について

【三双順子】

最後に同和教育に関連して、府下中丹地域で行われている調査の問題です。児童生徒の個人カルテがつくられ、成績、その他、生徒の全面的な状況の記入欄があるのですが、その一項目に「保護者の同和教育に対する考え方」を記入する欄があります。先の決算書面審査で、同和教育室長は「当然、必要なこと」と答弁され、教育次長はそれを認める答弁をなさいましたが、重大な問題を含む答弁だと思います。

保護者の個人の内面にまで踏み込むことは、憲法違反の思想調査ともいうべきものであり、このような答弁は、撤回すべきです。いかがですか。

【教育長】 同和地区児童生徒に関する個人の記録に関しては、子供たちの学力向上や進路の保障のため、学習の記録、家庭や生活の状況について、学校長の責任と権限において作成している。あくまで教育目的のための、学校内でのみ活用され、厳しく保管されているものと理解している。

【三双順子】

同和教育のカルテの件だが、限定した範囲で使うということだが、保護者の思想を調査するということだから重大な問題を含んでいることは否めない。私は、このような態度が当然だと言い、府教委が改めないというならば、知事にも責任があるということになる。このことを強く指摘しておく。